

加古川市雇用対策協定

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙が署名の上、各自1通を保有するものとする。

(目的)

第1条 本協定は、加古川市（以下「甲」という。）と厚生労働省兵庫労働局（以下「乙」という。）が相互に連携し、加古川市の雇用環境の改善・向上を図るため、雇用対策を総合的、効率的かつ一体的に取組むことを目的として締結する。

平成31年2月19日

甲 加古川市長 国田康祐

(事業計画の策定)

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、具体的な取組、実施方法及び数値目標を事業計画として毎年定めるものとする。

乙 厚生労働省兵庫労働局長 火田中裕良

2 前項の事業計画の作成及び事業計画に定めた取組の実施状況の評価等は、甲及び乙が共同で設置する運営協議会が実施するものとする。

(要請)

第3条 甲及び乙は、それぞれが取組む施策の推進に資するため必要な要請を相互に行うことができるものとする。

2 甲及び乙は、前項の要請に対して、誠実に対応するものとする。

(秘密の保持)

第4条 この協定に基づく雇用対策に関する取組において、甲及び乙が相互に開示する情報については、互いに秘密を保持することとする。ただし、事前に承諾を得た場合は、この限りではない。

(その他の事項)

第5条 本協定に定めるもののほか、協定の実施に必要な事項については、甲乙で協議し、合意の上、別途定めるものとする。

2 協定締結当事者に変更があった場合であっても、他に定めがないときは、あらたな協定書が締結されるまでの間、この協定を有効とする。

附 則

本協定は、締結の日から効力を生じるものとする。